

新型コロナウイルス関連情報（４月６日現在）

１ ６日、オーストリア保健省は、オーストリア国内における外出規制等措置に関する省令の改正を公布し、オーストリア全体で実施している夜間外出制限の有効期限を４月１６日（金）まで延長しました。また、国内全体向けのその他措置は当面４月２５日（日）までとなります。同省令では、介護施設における面会を週４回まで可能とする緩和措置も規定されました。

２ 東部３州（ウィーン、ニーダーエスタライヒ、ブルゲンラント）に対して実施している終日外出制限等の特別措置の有効期限につき、同３州全てで４月１０日（土）まで実施すると規定されました。ただし、同日連邦政府は野党、各州首相、専門家と協議を行い、東部３州における特別措置を今後４月１８日（日）まで延長する方針であることを発表しました。

東部の３州（ウィーン州、ニーダーエスタライヒ州、ブルゲンラント州）に対しては、４月１日から追加的に措置が厳格化されています。同措置についての概要は以下のとおりです。

（１）外出規制・接触制限

現行の夜間外出制限に加え、日中（６時から２０時）についても、自宅を離れ、自宅外に留まることは、夜間外出制限で認められている事由に該当する場合のみ許される。最大２世帯（大人４人までと世話が必要な子ども６人まで）まで会うことを許可する規定は適用外。

（２）以下の接客エリアへの立入りを禁止する。

ア 商店

イ 身体が接近するサービス業

ウ 余暇・文化施設

（３）上記イに定める身体が接近するサービス業とは、特に理髪店、美容サロン、マッサージが該当する。

（４）上記ウに定める余暇・文化施設には、現行規定上で営業が認められているものも含まれる。

（５）以下の施設については、立ち入り禁止としない。

ア 薬局

イ 食料品販売店（生産者・農家直販店を含む）

ウ ドラッグストア

エ 医療品販売店

オ 保健・介護サービス

カ 障害者支援サービス

キ 動物医療サービス
ク 飼料販売
ケ 緊急用品販売、保守業務
コ 農業・園芸関連
サ ガソリンスタンド、充電ステーション、洗車場
シ 郵便・通信関連
ス キオスク
セ 自動車・自転車整備工場

(6) 営業可能な店舗においては、各店舗が通常取扱う商品のみ販売可能。

(7) これらの措置は、10日まで有効となる。

(8) 4月1日から11日まで、ドナウ運河沿い、シュテファンсплаッツ、カールсплаッツ、シュヴェーデンсплаッツ、マリアテレジエンсплаッツ、ムゼウムсплаッツ (MQ) の野外の公共の場でFFP2マスクの着用が義務づけられます。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関 (AGES) は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行く。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去7日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○4色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621 (月一金, 9:00-17:00)

ウェブサイト: <https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト: <https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所: Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話: (市外局番 01) 531920

Fax: (市外局番 01) 5320590

ホームページ: https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html